



11月3日、中之島の中央公会堂大集会室にて、おおさか総がかり行動実行委員会主催の「輝け憲法！平和といのちと人権を11・3おおさか総がかり集会」が開催されました。

11月3日は日本国憲法が公布された日で、毎年、憲法集会が開催されています。

小出真理子さん（近畿労金労組書記長）の司会で、川口真由美とカオリンズのライブでスタートしました。ライブではその曲を作った経過や詩に込めた想いのなどの説明があり、熱い想いが伝わってきました。



近藤美登志さん（戦争をさせない1000人委員会大阪）の開会のあいさつの後、第1講演の清水雅彦さん（日本体育大学教授・憲法学）による「憲法入門～その歴史・意義と改憲論議を考えよう」では、憲法の歴史から最近の憲法審査会の動向まで、わかりやすく話され、衆議院選挙で改憲勢力が3分の2を下回ったが、今後も注視する必要があるとして、3つの提案「職場や地域で、憲法で保障された権利・自由を行使していく、学習会・集会・デモに参加し労働組合に入りなさい」「運動体として、全国各地で本気で労組と市民と野党の共闘を作る」「個人として、自己満足に終わらない、若者に働きかける、自己規制・忸度しない」を提起されました。

◇

第2講演は小川たまかさん（フリーライター）による「ミソジニーは家父長制に抗う女性の制裁欲」で、ミソジニーとは男性社会に抗う女性を嫌悪することであり、女性の問題ではなく構造的な問題で、性別によって差別されない社会の実現を訴えられました。「女性がたくさん入っている会議は時間がかかる」「そんなに美しい方とは思わないけど、このおばさん、やるねえ」「女性はいくらでもウソをつく」「常に選挙を考えて政治活動・・・それを実行できる女性はかなり少ないと思う」などのセリフを聞けばわかりやすかったです。日本国憲法では第14条に、すべての国民は、法の下に平等で

あって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されないとなっています。これは組合の規約にも同じ様なことが書かれています。

最後に丹羽徹さん（大阪憲法会議幹事長）の閉会のあいさつで集会を終えました。集会には13分会、執行部含めて58名の参加があり、全体で約1200人の参加でした。

今年の衆議院選挙の結果、自公政権は過半数割れしました。しかし、改憲勢力となると維新の会や国民民主党も含まれ、3分の2近くになり予断を許しません。日本国憲法は世界的にも平和憲法として認知されている素晴らしい憲法です。子や孫に戦争をさせないために、憲法改悪反対！

（書記次長 関谷 和人）

トラック部会 清掃ボランティアに参加して

11月17日(日)、茨木市にある北大阪トラックターミナルにおいて、第1回トラック部会清掃ボランティア活動に参加してきました。

大阪府トラック協会からの呼び掛けに、交運労協、運輸労連、県交労、全港湾、約20名。全港湾からは阪神支部3名、大阪支部2名で参加してきました。



朝10時に集合して、北大阪トラックターミナル外周を各労組毎に分かれての清掃活動。

ゴミの種類としては、コンビニ弁当の空き箱や空き缶ペットボトルが目立っていたと思います。タ



バコの吸い殻は思ったほど落ちていない様に感じました。

「ドライバーが運転席で食事しなくてもすぐせる環境になって、ポイ捨ても無くなるのが目標です」と主催者あいさつがありました。

今回は来春、南港トラックターミナルを予定されています

（執行部 宮脇 祥三）

ユニオンネットワーク総行動 — 秋の総行動第1弾 —

11月11日は介護の日

11月11日、おおさかユニオンネットワーク主催で、山紀会と愛仁会本部に抗議行動をおこないました。大阪支部からは執行部4名が参加しました。

山紀会については、労働委員会で10件以上もの不当労働行為が認定され、会社が組合活動に対して損害賠償請求をおこなっていましたが、それらも会社の不法行為が認められる判決が出されています。



これらの命令や判決が出されたにもかかわらず、山紀会は態度を改めず、労働組合の拠点職場である訪問介護事業所の閉鎖を通告してきました。地域の介護を支える訪問介護を身勝手な理由で潰すような行為に対して40名を超える仲間が抗議の声を上げました。

その後、社会医療法人愛仁会本部移動し、抗議行動をおこないました。

当該である看護師の方は1年以上に及び職場での無視、会話の拒絶、業務の一方的変更、残業代の不払いなどのパワハラ行為を受けていました。裁判は提訴から3年経ち、事件から5年が経過しています。当初、法人はパワハラの事実を認めていましたが、裁判がはじまると否認に転じました。証拠書類の提出も拒否していましたが

裁判所から文書提出命令が出されました。このような命令が出されるのは異例であり、事件の悪質さが

中央バス・タクシー合同会議

11月16日、大阪港勤労福祉会館にて第1回中央バス・タクシー合同会議が開催されました。旅客自動車運送事業の分会は関西だけになるので大阪で開かれています。

中央から、関東地本東京支部の古田将也中執、関西地本阪神支部河野照宣中執、参加者は、阪神支部執行部、神戸支部は、山陽バス分会、本四海峡バス分会、大阪支部から6名（執行部、大阪メトロ・大阪シティバス・さくらタクシー分会）参加、総勢20名が集まりました。

交運労協の小島哲事務局次長から「自動車運送業における特定技能外国人について」と「ライドシェア新法制定阻止に向けて」について講義を受けました。

現在、労働者が不足し、人材確保が困難な産業分野において、一定の専門性や技能を有する外国人の受け入れることを目的として、2019年から特定技能外国人受け入れが開始、2024年3月29日には新たに4分野の追加が閣議決定され、自動車運送業、鉄道関連も、受け入れる事となりました。

しかし、実際働くとなると高い語学力と専門知識を必要とされ、また、5年という在留期間しかありません。円安で賃金にも魅力のない産業に人が集まるのかも疑問が残ります。

タクシー産業において、歩合制主体の賃金制度に起因する収入減や感染リスクから運転手不足によ

伺われます。

大阪支部は、おおさかユニオンネットワーク加盟組織として、このような問題にも声を挙げ、団結力をもってこれからもたたかっていきたいと思います。

（教宣部長 佐久原智彦）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

り、ライドシェア導入論が急展開をむかえた。運行管理や車両整備を所管する国土交通省は大反対であったが、デジタル行政改革などを所管する経済産業省がライドシェア新法制定に意欲を燃やし、4月からタクシー事業者の運行管理による「日本版ライドシェア」が開始されました。しかし、規制改革を進めたい推進派は、法改正や新法制定を推し進めようとしています。



現在は「規制所管府省と事務局の間で現時点では具体的な合意に至らなかった」として「今後の検討課題」と記載されるにとどまったが「タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業を位置づける新たな法制度について、次期通常国会の法案提出を視野に、年末に向けて法案化作業を直ちに開始すべきである」とされました。

今後も、ライドシェア導入にはタクシー業界だけではなく、利用者の安全面からも反対していかねばならないと感じました。利益優先につながる規制改革を進める経済産業省についても抗議していかなければなりません。

（副委員長 吉本 賢一）